

佐賀県告示第222号

佐賀県財務規則の規定に基づく帳簿その他の様式（平成21年佐賀県告示第170号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月21日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後						
別表				別表						
様式番号	様式名	規則の関係規定	備考	様式番号	様式名	規則の関係規定	備考			
略				略						
第17号	領収書綴	第47条、第135条、 第137条、第139 条、第140条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">保健所用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現金売用</td> </tr> </table>	保健所用	現金売用	第17号	領収書綴	第47条、第135条、 第137条、第139 条、第140条	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">現金売用</td> </tr> </table>	現金売用
保健所用										
現金売用										
現金売用										
略				略						
様式第17号				様式第17号						
略				略						
様式第17号										
（保健所用）										
<u>保健所使用料領収証書</u>										
<u>納入義務者</u>			<u>様</u>							
<u>種別</u>	<u>件数</u>	<u>金額</u>	<u>種別</u>	<u>件数</u>	<u>金額</u>					
検尿	定性()		ツベルクリン反応							
			B . C . G							
			<u>血圧</u>							
検便	虫卵		<u>脊髄液検査</u>							
	<u>潜血反応</u>		注射							
	<u>腸伝菌培養</u>		心電図							
			文書料							

改正前					改正後				
検痰	染色検鏡			散薬					
	喀痰培養			調剤料					
				太陽灯					
検血	赤沈			ストマイ					
	梅毒反応			パス					
	血球計算 (赤白)			ヒドラジット					
	血液型			ペニシリン					
X線	大四ツ切型			対性 検査	ストマイ				
	四ツ切型				パス				
	六ツ切型				ヒドラジッ ト				
	ハツ切型			食品検査					
	カビネ型			水質	水道法				
	間接()			検査	一般				
	歯科			初診時基本診療料					
	透視			再診時	〃				
	断層			一部負担金					
¥									
上記のとおり領収しました。				現金領収日付 印					
注1 原符と領収証書各1枚をもって1組とし、複写式で1冊 100組とする。									
2 各組にあらかじめ一連番号を付して交付すること。									

改正前	改正後
<p><u>3 金額を書き誤った場合は、×印を記入し、破棄することなく保存すること。</u></p> <p><u>4 使用料を直接収納したときは、現金領収日付印を該当欄に押し付けて交付すること。</u></p> <p><u>5 種別欄は、業務の都合により適宜変更すること。</u></p> <p><u>6 規格は、B 6 とする。</u></p> <p>様式第17号 （現金売用） 略</p>	<p>様式第17号 （現金売用） 略</p>